

ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書

政府・財務相は、2014年10月の財政制度等審議会に、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護支援計画（ケアプラン）作成の有料化を提案しました。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付外しなどと、セットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて、実施が見送られていたものです。

日本介護支援専門員（ケアマネ）協会は、22万人の反対署名を集め、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「真にサービスを必要としている人が、必要な時に必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と、有料化に断固反対しています。

現在、厚労省は、来年度の介護報酬改定で、ホームヘルパーが掃除や調理をおこなう訪問介護の生活援助を1日1回程度以上利用する場合、ケアマネージャーの市町村への届け出を義務付け、保険者にケアプラン点検をおこなわせる方針です。

介護認定の抑制、生活援助の利用制限は、介護保険の理念である利用者の「自立支援」を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネの契約で成り立つサービスです、高齢者とその身近な相談相手・専門家として接するケアマネージャーなどの当事者や多くの介護事業所が反対しているもとので、ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化は実施しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月19日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会